
QA81 平成 24 年 3 月 31 日までに製造された乾燥しいたけや茶など、暫定規制値には適合していないが新基準値には適合している食品について、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指導等の行政指導等の措置をとる必要があるのでしょうか

御指摘の食品について、平成 24 年 3 月 15 日付食安発 0315 第 4 号「食品中の放射性セシウムの試験法について」及び同日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」に基づき検査を行い、新基準値に適合していることが確認された場合には、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指示等の行政指導等の措置をとる必要はありません。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法について」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf

厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日